

RDAの評価

古川 肇

筆者は、近年 *RDA: Resource Description and Access* (以下 RDA) の完成までの形成過程を追跡してきた¹⁾。今回は次の段階として、成立した RDA をどのように評価すべきかを論じる²⁾。本稿は筆者個人による評価の表明であり、館界や学界における動向の紹介ではない。RDA の肯定面と否定面(疑問を含む)および両面を踏まえての総合評価の3部分から成り、RDA は多くの欠点にもかかわらず的確な方向性を含んでいる、と結論づける。

I. 肯定的に評価できる点

1. 粒度に関する規定の新設

筆者は、現下の目録について最も改善を要する点は、図書・雑誌などのいわば容器から一論文・一内容著作などの構成部分へ対象の範囲を拡大し、記述対象を微細化することである、と考えている³⁾。そこでRDAが粒度について、遅ればせでありしかも後に見るように不十分ではあるものの、規定したことを評価する。粒度に関して規定したことは、大小すべての資料を視野に入れようとする姿勢の表れであり、本文の例示には『英米目録規則 第2版』(以下「AACR2」)にはなかった雑誌記事も見受けられる。

2. 資料の多様化への対応への努力

AACR2の主として物理的形態による種別から、内容(表現手段)と使用機器の2側面により資料の種類を、ひいてはその閲覧形態を利用者に知らせようとする方針への転換は、その有効性については実務を通しての検証が必要であるが、着想は妥当と評価できる。ただし、後述のように問題がないではない。

3. 多くの注記のエレメント化

例えば学位論文など旧来の注記から多くをエレメント化し、それに加えて新規のエレメントをも増強したのは、目録の機械可読性の向上の基盤を形成したものとして、評価できる。

4. 記述に用いる用語のリスト化

記述に用いる用語を多くの箇所ですリスト化したこと(例えばマイクロ資料の感光乳剤について、カタログは *diazo, mixed silver, halide, vesicular* から選んで記録する)は、規格化の向上や作業の効率化の点で評価できる。

5. 記述に関する柔軟な構造の実現

規定ではなく例示によって気付かされるのだが、システム要件というエレメント(3.20)が電子資料以外にも、またAACR2日本語版で「縮尺」と訳された *scale* (7.25) が地図資料以外にも適用可能となった(この結果、後者については拡大の場合もあり得るので、もは

や縮尺は *scale* の適訳とは言えず「割合」か何か別の訳語に変更する必要がある)。ほかにも同種の個所があるかもしれない。これはAACR2第I部の、資料種別とエリアとのマトリックスによる整然とはしていても硬直した構造を打破し、資料の多様な実態を柔軟に書誌レコードに記録できる構造に改めたものと評価できる。

6. タイトル標目の統一標目化

典拠コントロールに関して、タイトル標目を著者標目と全く対等に扱うこととなったのは画期的である。著作に対する典拠形アクセスポイント (*authorized access point*) の全面的登用であり、この前身の統一タイトルがパリ原則に現れて以来、『英米目録規則 [初版]』に独立の章が立てられ (関連規定はなお分散)、次いで AACR2 で関連規定が一つの章に一括されるようになって、その付与は常に個々の目録作成機関の意思に任されていたのとは比べて、大きな変化である。目録の世界に漸く黎明が訪れたと思わずにはいられない。典拠形アクセスポイントの効用については統一タイトルを対象として論じたことがあるので⁴⁾ここでは触れないが、要するにそれは資料の潜在的利用可能性を顕在化させる過程⁵⁾といえる資料組織化において、顕在化を最大限にする鍵であると筆者はかねて考えてきた。

もともと、一表現形・一体現形しかもたない多くの著作において、典拠形アクセスポイントが屋上屋を架する存在であることも確かである。往年パリ原則の審議に先立つワーキング・ペーパー群に、統一タイトルを主唱するルベツキイ (*Lubetzky, Seymour*) の論文⁶⁾と否定的なヴェロナ (*Verona, Eva*) の論文⁷⁾が並立し、わが国で後者に焦点を当てて論評する論文⁸⁾が現れた。このときは、論者たちが全資料の記述に一律に統一タイトルを付与すべきか否かという視点から論じたため、古典と現代の著作のどちらを重視するかによって、このような論争を生じたと見ることができる。著作に対する典拠形アクセスポイントは、最低限、同一著作に複数のタイトルを異にする表現形や体現形がある場合などに限定して付与することを必須とし、それ以外への付与を任意とすれば、この対立は超えられるのではないだろうか。ただしこの場合、無著者名の著作 (あるいは無著者古典) であるか否かで一線を画すべきではない。

7. 著作に責任を有する個人・家族・団体に対する典拠形アクセスポイントの選択に関する規定の簡素化

著作に対する典拠形アクセスポイントのなかで、優先タイトルに冠する、著作に責任を有する個人・家族・団体に対する典拠形アクセスポイント (従来の基本記入標目に相当) の選択に関する規定 (6.27.1.1/1.8) は、AACR2第21章を合理的に簡素化していると評価でき、特に6.27.1.3 (共同著作) においてそれが顕著である。具体的に述べると、AACR2における責任性の分担されている著作 (旧21.6) と責任性の混合した著作 (旧21.8) の区別を止め、著者が3と4との間の区別も廃して、著者が2以上であればすべてもともと重要なまたは最初の著者を選択する、との趣旨に改訂したのである。また、著者全員を列挙する別法を提示した (例: *Gumbley, Warren, 1962-; Johns, Dilys; Law, Garry. Management of wetland archaeological sites in New Zealand*)。さらに6.27.1.4 (異なる個人・家族・団体による諸著作

の編纂資料)における“compilations”とは、例示を通覧するとAACR2 21.7における合集(collection)と編者の指揮のもとに作成された著作(works produced under editorial direction)とを包括した用語ではないか、と推測される。これらのうち、筆者にとって感慨深いのは著者が3と4との壁の廃止と別法の新設であり、とりわけ前者は筆者の長年の持論であった⁹⁾。

8. 関連の体系化

従来の相互参照を関連へと脱皮させ、それについて体系的かつ包括的に規定した。これは大きな前進である。体系を略述すると、全関連(主題に関わるものを除く)が、①資料相互(FRBR第1グループ)の縦断的な関連(セクション5)、②資料と行為主体(FRBR第2グループ)の関連(セクション6および付録I)、③資料相互の横断的な関連(セクション8および付録J)、④行為主体相互の関連(セクション9および付録K)に大別され、③において、派生、記述、全体・部分、付随、連続、等価のカテゴリーが設けられている。そして関連の様々な種類を、AACR2にあった役割表示とは比較にならない多種多様な関連指示子によって微細に表示し分けることもできる。

9. ダブリン・コアとの調整

ダブリン・コアとの調整を行いクロスワークの実現を図ったこと、例えば用語集(Glossary)が、2007年に結成された「ボキャブラリーの定義に関するDCMI/RDA作業グループ」による、ダブリン・コアやW3Cのセマンティック・ウェブとの共用を目指す協議を踏まえていることも評価できる。

10. 継続性の確保

以上の斬新な側面の一方、表現形が書誌レコードの基盤であり続け、creatorが基本記入標目を継承していることで、過去の目録との継続性を確保した。表現形を基盤とする案¹⁰⁾を採用しなかったのは、米国の図書館界の一部に不満を残すだろうが、それは表現形に対する典拠形アクセスポイントとして実現している。筆者自身はこの方針を妥当と考える。

II. 問題点または疑問点

最初にRDAの構成を、次に粒度に関する規定を特に取り上げて批判し、最後にこれら以外の問題点を原文の順に記す。

1. 構成の不整備

(1) 複雑な構成なのに見出し、インデント、番号付けなどの表示が実に不親切である。特に第6章のように極度に複雑な章では不足が顕著で、一見ただけでは構造の把握がほとんど不可能である。

(2) 前半部のセクション1-4と後半部のセクション5-10の間の規定の振り分けが、適切でない箇所がある。それは、優先タイトルに冠する団体の選択に関する規定を、著作を表現する典拠形アクセスポイントに関する規定(6.27.1)に含めず、著作と結びついた個人・家族・

団体を扱う第19章の19.2 に置いたことであり、第6章へ移してまとめるべきであった。このようにすると同章がますます膨大かつ複雑になることを回避したのであろうか。

(3) セクション5-10と付録の間の規定の振り分けが、適切でない箇所がある。それは、先に触れた派生、記述、全体・部分、付随、連続、等価のカテゴリーが、本文には見当たらず付録 J にのみ登場することであって、これらは重要度からして本文の第25-28章に含めるべきであった。

(4) 一部の章を特定のユーザー・タスクと対応させたのは余りにも図式的である (0.5)。具体的には、第2章と識別タスク、第3章と選択タスク、第6章と識別タスク、第7章と選択タスクとの各対応がそれである。この結果、例えば第2章における従来の記述の本体に含まれるエレメントが専ら識別タスクと、第3章における形態に関するエレメントが専ら選択タスクと結び付けられている。しかしどのエレメントがどのタスクにとって有効であるかは、資料や利用者に応じて千差万別なのが現実であろう。

(5) 第6章内で6.14/6.26と6.28/6.31の2群に分かれている音楽作品・法律著作・宗教著作・公式通達に関する規定は、第6章末尾へ集中すべきで、こうすれば同章の錯雑した構造が多少は緩和された。

2. 粒度に関する規定の不備

(1) NCR における基礎レベルに相当する概念が欠如しているのは、不統一な状況を招きかねず今後禍根を残しはしなかと危惧される。記述タイプ (type of description ちなみにこのネーミングは拙劣) は、全体記述 (comprehensive description) と部分記述 (analytical d.) の2種のみであるが (残りの階層的記述 (hierarchical d.) は両者の組み合わせに過ぎない)、全体記述は一階層に限られるものの部分記述は一階層とは限らず、これが不一致の原因となるだろう。

(2) 第2章が単行レベルの記録中心の規定であることに自覚的でない。NCRが「単行レベルの記録は以下の各章 (第13章を除く) の規定による。」(1.0.2.3B) と述べているのと、対照的である (単行レベル中心であること自体が不合理と言うつもりはない。冗長さを避けるためには従来通り単行レベル中心が良いと思われる。ただし非単行レベルの規定が手薄に過ぎると言える)。そこで、例えばシリーズ表示の規定 (2.12) が一般化されていない。このエレメントとして記録されるものは、例えば雑誌論文が記述対象に選ばれた場合は逐次刊行物のタイトルであるなど、広く上位レベルに属する表示なのである¹¹⁾。ISBD統合版2010年草案の第6エリアの冒頭に “The series area is used when the resource being described belongs to a larger bibliographic resource: series, subseries or multipart monographic resource. The term “series” is used in the following to mean any of these larger resources.” (下線筆者) とあるのは、逐次刊行物などが考慮外だがまだしもより適切である。

(3) 旧来の内容細目は、RDAの数次にわたる草案のある段階までcontents listとして存在していたが、最終的には関連の一種である全体・部分の関連に吸収された。それは良いとしてこの結果二つの問題が生じた。第一は、この関連がコア・エレメントでないことである。

これでは著作の完全な顕在化は不可能である（内容細目として記録されるのは著作ではなく表現形だが）。既に述べたように、現下の目録に関して最も改善を要する点は、図書・雑誌などから一論文・一内容著作などの構成部分への範囲の拡張と考えられるのに、それに背を向けた不備である。見方によってはRDA最大の欠点と言えるかもしれない。第二は、内容細目が必ずしもタイトルや著者の記録でなく、ISBNのような識別子も認められていることである。これでは利用者に不親切である。

それにつけても上位レベルの記録がほぼ当該記述対象の上位レベル中での位置（巻次）の記録で済むのに対して、下位レベルの記録は鳥瞰的であるだけにしばしば複雑になるにもかかわらず、RDAを含むあらゆる目録規則の関連規定や例示が単純な構造（部分記述が単一階層で、降順または昇順一方）を想定するのみで、複雑な実態に対応できていない。これは記述の領域内で伝統的に最も弱い部分と思われる¹²⁾。XMLへの移行をも視野に入れる必要があるのではないだろうか。この点は別図を参照されたい。

3. その他

(1) 第0章

全体の要というべき本章が平板かつ不十分なのは残念である。改訂の主要なテーマであるはずの、以下の諸点に言及していない。即ち、取り扱う範囲が歴代の目録規則で初めて書誌レコードにとどまらず典拠レコードにも及んだこと、AACR2との継続性を確保したこと、ダブリン・コアとの調整を行ったこと。これらについてはいずれも相当の労苦を要したはずであるのに、言及していないのはどうしたのであろうか。

反面、従来の目録規則になかった規定として、「記述とアクセスの目標（objectives）と原則（principles）」（0.4）が設けられ、「利用者のニーズへの対応」ほか4項目の目標と、「識別性」など9項目の原則を掲げている。これはSvenoniusの著作に由来し「国際目録原則」にも含まれているが、どれほど存在意義があるのか疑わしい。またobjectiveを仮に目標と訳し、principleを仮に原則と訳してみたが、筆者は両原語の相違が理解できないでいる。

(2) 第2章

諸条文を読むと、情報源が従来のように資料種別ごとに様々に指定されていた状態から、全資料を通じて当該資料全体へ改訂されたと理解されるけれども、どこにも規定がないのは筆者の見落としだろうか。

別の疑問として、構文を扱わなくなった結果、エレメント別に入力した後で常に復元が可能かどうか不安である。例えば、ISBD 統合版 2010 年草案（1.5.5.11.4）にある次の例示中の責任表示（下線筆者）はどうであろうか。

Symphony no. 4 in A major, op. 90 : Italian / Mendelssohn. Symphony in C major / Bizet ; [both works performed by] National Philharmonic Orchestra ; Leopold Stokowski

さて、RDAに関する（ひいてはFRBRに関する）筆者の最大の疑問は、属性の記録と転

記の原則とは相容れないのではないかという疑問である。一般論として実体関連分析において属性を記録するとき、誤謬をそのまま転記するなどという態度が、通用するとは思えないのである（典拠形アクセスポイントはふさわしい）。属性の記録と転記の原則の間どのように折り合いをつけるか考えてみたい。前提として転記の原則が適用されるエレメントには、責任表示のように「表示」(statement)を含むものと、本タイトルのように含まないものが混在するのが現情であるが、論理的にはすべて「表示」を含むべきであると考えられる。そして属性の記録に当たっては、例えば本タイトルという属性ではなく本タイトル表示という属性を記録するのだと考えればどうであろうか。その際、転記の原則が適用される責任表示はすべて体现形の属性であろう。RDA が演奏・演技者の表示（例えば上掲例示中の “[both works performed by] National Philharmonic Orchestra ; Leopold Stokowski”）を表現形のエレメント (7.23) としているのは頷けない。これは AACR2 においてこの表示が注記に位置づけられていた過去に拘束されているためと思われる。

(3) 第 6 章

優先タイトルに冠する、個人・家族・団体に対する典拠形アクセスポイントに、固有の名称を与えるべきであった。creator で良いのではないか。なお、18.3 中の次の下線部（下線筆者）は、creator 以外の個人等を表現するアクセスポイントが、著作を表現する典拠形アクセスポイントを構成し得ることを前提とした提示であって、誤りであり削除すべきである。としか筆者には考えられない。

18.3 Core Elements

When recording relationships between a resource and persons, families, and corporate bodies associated with that resource, include as a minimum all of the following elements listed below that are applicable and readily ascertainable.

- Creator (中略)
- Other person, family, or corporate body associated with a work (if the access point representing that person, family, or corporate body is used to construct the authorized access point representing the work)

AACR2 の資料種別では特化の対象だった手稿 (manuscript) が識別できなくなってしまう。これで良いとは考えられない。手稿に加えて自筆楽譜や静止画像の原画を対象とする、自筆 (肉筆) 資料の識別が必要ではないだろうか。ほかにも特化不可能となった資料種別があるかもしれない。

著作の識別要素として、形式 (form of work)、日付け (date of work)、成立場所 (place of origin of the work) などが挙げられている。だが、形式は別としてこれらの多くは、本文に “Date of work is the earliest date associated with a work. Date of work may be the date the work was created or the date the work was first published or released.” (6.4.1.1 下線筆者) とあるように、著作の本来の属性とは限らない。例示中 (6.6) の issuing body は体现形の属性である。

自覚の上での識別要素の設定ではあるが、やや納得しがたい。

(4) 付録 J

付録Jに提示されている関連識別子の諸カテゴリーのうち等価は曖昧さを免れない。元来、これらのカテゴリーはTillettの学位論文¹³⁾に始まるのだが、この論文中での等価に関する彼女の説明を、筆者はかつて次のように要約して紹介した。

ある著作の同一の具象化物 (manifestations) の正確なコピー相互、または原資料とその複製 (中略) 相互の間に成立する関係をいう。ここで言う「等価」とは、数学的に厳密な観念ではなく、知的芸術的内容と著者性が保持されていればそれとみなすのである。ただし、Tillettは、原資料と、色彩が変更された映画フィルムや、マイクロ化されて元の縮尺に戻せない地図とは、等価の関係にあるとみなさない。むしろ (中略) 派生の関係に相当すると言う。彼女が等価の関係のケースとして挙げているのは、コピー、刷、修正刷、重版、複製、リプリント、写真複写、マイクロ形態資料などである¹⁴⁾。

しかし、このような範囲を狭過ぎると批判する意見もあり¹⁵⁾、RDA は範囲を明記すべきであった。

さて、以上のような多様な欠点にのみ着目すると、RDA はFRBRという概念モデルから目録規則へ向かって出発しながら、それに辿り着けずに終わった何ものか (something) であると評することができるかもしれない。章を改めてさらに考え続けたい。

なお、RDAに関する大きな評価項目の一つとして、他コミュニティとの汎用ツールになり得ているか否か、が挙げられるが、この点は筆者の能力の及ぶところでないばかりか、図書館人ではなく図書館界外からの評価を求めることが必要である。

III. 総合評価

以上でRDAの長所と短所の指摘を終える。ここで両者を踏まえて総合評価を行う段階となった。そもそも人が何かを評価するとき、彼は評価の尺度を自分の側に用意していなければならない、それなしに評価という行為は成立しない。まず筆者のRDA評価の尺度について述べる。

筆者はかつて自らが理想と考える目録の骨格について、次のように記した。

筆者のあるべき目録に関する構想の核心は、①構成部分の記録 (ひいては著作を対象とする記録) の作成、②それへの著者基本記入標目 (とそれ以外の標目) の付与、および③それを手がかりとする書誌的関連の表現である¹⁶⁾。

また筆者は、将来の目録は、典拠コントロールの範囲を拡大し実体間の関連づけを強化して、内部構造の緊密化を図ることで、検索エンジンに対抗すべきとも考えた。

ただし、「著作を対象とする記録」に関して補足するならば、著作は抽象的であるため特定しがたい場合があり、また検索対象とするに値しない場合も多々存在すると判断されるので、従来どおり体现形の記録を基盤とし、その上で著作の記録を選択的に作成して、前者から後者へ関連付けることが、目録の継続性からも妥当である。

以上の観点から RDA を改めて概観すると、構成部分の記録に関する規定はやや弱体だが、タイトル標目の典拠形アクセスポイント化と関連の体系化によって、目録の構造の緊密化が実現すると思われる点で、RDA は将来の目録への的確な方向性を内包している、と筆者は総合評価し、これを以って結論とする。

ちなみに、かつて米国議会図書館が設置した書誌コントロールの将来に関するワーキング・グループ Working Group on the Future of Bibliographic Control は、RDA への改訂作業の一時中止を勧告した。そして、それに代わるものとして、米国議会図書館・米国農学図書館・米国医学図書館の3国立図書館が実施した RDA の適用可能性に関するテストの報告が、本年3月までに準備されるむね告示されている¹⁷⁾。

注 (引用日: 2011-2-23)

- 1) 古川肇 (1)「未来の記述規則—AACR3 第 I 部案から RDA 第 I 部案へ」『資料組織化研究』52, 2006. p.1-16、(2)「未来の書誌レコードに関する規則—RDA 第 I 部案から RDA パート A 案へ」『資料組織化研究』53, 2007. p.25-34、(3)「未来の書誌レコードに関する規則 (続) —メタデータ・スキーマとの調整へ」『資料組織化研究』54, 2008. p.15-26、(4)「未来のアクセスポイントに関する規則—構造の再構築へ」『資料組織化研究-e』56, 2008. p.12-22 <<http://ojs.info.gssc.osaka-cu.ac.jp/TS/index.php/TS/article/view/7/17>>、(5)「未来の書誌レコードおよび典拠レコードに関する規則—RDA 全体草案の完成—」『資料組織化研究-e』57, 2009. p.20-35 <<http://ojs.info.gssc.osaka-cu.ac.jp/TS/index.php/TS/article/view/13/32>>、(6)「書誌レコードおよび典拠レコードに関する規則の成立 —RDA の完成—」『資料組織化研究-e』59, 2010. p.13-32 <<http://ojs.info.gssc.osaka-cu.ac.jp/TS/index.php/TS/article/view/37/75>>
- 2) 次の旧稿の一部を改訂増補した。古川肇「RDA の完成とこれからの目録 [—情報組織化研究グループ月例研究会配布資料 (2010.11) —]」<<http://www.tezuka-gu.ac.jp/public/seiken/meeting/2010/furukawa201011.pdf>>
- 3) 次の記事によって、Japan/MARC の頒布が開始された 1981 年の早くも翌年に、利用機関から「内容細目もアクセスポイントにしてほしい」との要望が、国会図書館に寄せられていたことがわかる。「第一回ジャパン・マーク利用者との懇談会」『国立国会図書館月報』253, 1982. p.1982
- 4) 古川肇「統一タイトル論への序章」『資料組織化研究』50, 2005. p.1-9
- 5) 宇土行良「資料整理の理念と技術」『図書館学』38, 1981. p.23
- 6) Lubetzky, Seymour, “The Function of the Main Entry in the Alphabetical Catalogue—One Approach” in *Report [of The] International Conference on Cataloguing Principles Paris, 9th-18th October, 1961*. London: Bingley, 1963. p.139-143.
- 7) Verona, Eva, “The Function of the Main Entry in the Alphabetical Catalogue—Second Approach” in *Report [of The] International Conference on Cataloguing Principles Paris, 9th-18th October, 1961*. London: Bingley, 1963. p.145-157.
- 8) 森耕一「目録法における相対主義: 無著者名図書 (著作) を中心に」『仙田正雄教授古稀記念図書館資料論集』1970, p.75-93 (再録: 『目録と分類の理論—森耕一と整理技術論の発展—』大阪 日本図書館研究会 1993, p.79-95)
- 9) 古川肇「基本記入標目の機能」『資料組織化研究』53, 2007. p.49
- 10) 古川肇「『英米目録規則』に関する改訂の動向: 一つの展望」『資料組織化研究』43, 2000, p.22
- 11) かつて『日本目録規則 1987 年版改訂版』に関して次の提案をしたことがある。「『シリーズに関する事項』との名称を包括的なものに改める必要がある。『上位書誌レベルに関する事項』としてはどうか。」(古川肇、志保田務「『日本目録規則 1987 年版改訂版』への意見と提案」整理技術研究 40: 5(1998))
- 12) かつて『日本目録規則 1987 年版改訂版』第 1 章に次の規定を挿入する提案をしたことがある。「記述の本体とした構成単位より下位レベルの構成単位があるときは、上位のレベルのものから順次、内容に関する注記として記録する。」(古川肇、志保田務「続『日本目録規則 1987 年版改訂版』への意見と提

案(上)』『整理技術研究』41:15(1999)

13) Tillett, Barbara B. *Bibliographic relationships: Toward a Conceptual Structure of Bibliographic Information Used in Cataloging*. Ph.D. Thesis. Los Angeles: University of California, Los Angeles, 1987. p.27-29. xxi,306p

14) 古川肇「書誌的関連の諸類型—Tillettによる書誌的関連の分類—」『資料組織化研究』30, 1992 p.3
原文の relationship を引用した段落では「関連」でなく「関係」と訳していた。

15) Carlyle, Allyson; and Fusco, Lisa M. "Equivalence in Tillett's Bibliographic Relationships Taxonomy: A Revision" in *Challenges in Knowledge Representation and Organization for the 21st Century: Integration of Knowledge Across Boundaries, Proceedings of the Seventh International ISKO Conference, 10-13 July 2002, Granada, Spain*. Edited by María J. López-Huertas. Würzburg: Ergon Verlag, 2002: p.258-263.

<http://www.google.co.jp/search?hl=ja&rlz=1T4ADRA_jaJP343JP343&q=bibliographic+relationships+tillett+disertation%E3%80%80&btnG=%E6%A4%9C%E7%B4%A2&aq=f&aqi=&aql=&oq=&gs_rfai=>

16) 前掲 9) p.24

17) Testing Resource Description and Access (RDA) <http://www.loc.gov/bibliographic-future/rda/timeline.html>

別図 内容細目の階層が一定でない事例

次の図書では、内容が一階層として始まりながら、途中（「マテオ・ファルコーネ」から「オルラ」まで）2階層となり、再び一階層に戻るという構成になっている。それほど複雑な構成ではないにもかかわらず、終始一階層しかない JAPAN/MARC のフォーマットではこれを単線的に表現するしかなく、句読法で補っても利用者には判読しがたい。この事情はほかの MARC フォーマットでも同じと思われる。

<『集英社ギャラリー 世界の文学』「第7巻：フランス 2」（1990年刊）の構成>

- ・ボヴァリー夫人
(中略)
- ・女の一生
- ・十九世紀フランス短編集
- ・マテオ・ファルコーネ
(中略)
- ・オルラ
- ・悪の華
- ・禁断詩篇
(以下略)

<NDL-OPACにおける同書の内容細目>

ボヴァリー夫人 ギュスターヴ・フロベール著 菅野昭正訳. 居酒屋 エミール・ゾラ著 清水徹訳. 女の一生 ギイ・ド・モーパッサン著 斎藤昌三訳. 十九世紀フランス短編集 マテオ・ファルコーネ, イールのヴィーナス プロスペル・メリメ著 富永明夫訳. シルヴィー ジェラルド・ド・ネルヴァル著 入沢康夫訳. アルルの女・スガンさんの山羊・最後の授業 アルフォンス・ドーデ著 滝田文彦訳. ヴェラ・霊的前兆 ヴィリエ・ド・リラダン著 菅野昭正訳. 首飾り・オルラ ギイ・ド・モーパッサン著 小佐井伸二訳. 悪の華, 禁断詩篇, 新・悪の華, 拾遺詩篇 シャルル・ボードレーン著 安藤元雄訳 (以下略)

(ふるかわ はじめ 近畿大学)

(2011年2月23日受理)